

令和7年土佐清水市議会定例会11月会議会議録

第1日（令和7年11月27日 水曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議案第52号 土佐清水市長等の給与，旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 土佐清水市特別職退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑、委員会付託の省略、討論、採決）

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 11人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 坂下文宏君 | 2番  | 新谷英生君 |
| 3番  | 形岡弘士君 | 4番  | 谷口佳保君 |
| 5番  | 弘田条君  | 6番  | 武政健三君 |
| 7番  | 山崎誠一君 | 8番  | 吉村政朗君 |
| 9番  | 作田喜秋君 | 10番 | 前田晃君  |
| 11番 | 浅尾公厚君 |     |       |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

12番 永野裕夫君

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

|        |       |          |       |
|--------|-------|----------|-------|
| 議会事務局長 | 池正澄君  | 局長補佐     | 山本卓己君 |
| 再任用職員  | 窪内研介君 | 会計年度任用職員 | 廣瀬るみ君 |

~~~~・~~~~・~~~~

**出席要求による出席者**

|                |         |                        |         |
|----------------|---------|------------------------|---------|
| 市長職務代理者<br>副市長 | 早川 聡 君  | 会計管理者兼<br>会計課長         | 萬 知栄 君  |
| 企画財政課長         | 酒井 満 君  | 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長 | 畑山 正王 君 |
| 危機管理課長         | 岡田 哲治 君 | 消 防 長                  | 宮地 直道 君 |
| 観光商工課長         | 横山 英幸 君 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長   | 中尾 吉宏 君 |
| 教 育 長          | 斧川 哲也 君 |                        |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

**○議長（作田喜秋君）** おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和7年土佐清水市議会定例会11月会議を開きます。

本日は、報道機関より撮影の申出があり、許可いたしましたので御了承ください。

この際、12番永野裕夫君が欠席となりますので御報告いたします。

ここで、本市議会を代表して一言申し上げたいと思います。

さる11月11日、程岡市長及び永野議員が官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されました。市民の皆様及び関係者の皆様に多大な御迷惑と御心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

私たち市議会は、常に市民の皆様の信頼に応えるべく、公正かつ透明な議会運営を心掛けておりますが、行政及び市議会への信頼を大きく損ねた今回の事件は、到底許されるものではありませんし、このような事態となり誠に遺憾であります。

今後は、本市議会としましても、二度とこのようなことが起こらないよう再発防止策の検討を進め、市民の皆様の信頼回復に全力を尽くしてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「審議期間の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

11月会議の審議期間につきましては、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（作田喜秋君）** 御異議なしと認めます。

よって、11月会議の審議期間は、本日1日と決しました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番武政健三君、7番山崎誠一君を指名いたします。

日程第3、市長提出、議案第52号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第53号「土佐清水市特別職退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者 副市長。

(市長職務代理者 副市長 早川 聡君登壇)

**○市長職務代理者 副市長（早川 聡君）** おはようございます。

本日は、令和7年土佐清水市議会定例会11月会議を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席を賜り開会の運びとなりましたことを心からお礼申し上げます。

11月会議の開催に当たり、本議会に提出させていただきました議案につきまして、その概要を御説明申し上げ、議員の皆様及び市民の皆様に御理解と御協力を賜りたいと存じます。

冒頭、既に各メディアの報道等で御存じのように、令和7年5月28日に実施しました「宿泊型多文化共生コミュニティ施設改修工事（電気設備）」の入札におきまして、官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで、11月11日、程岡市長が逮捕されました。市政を牽引する市長が逮捕されたことに対する社会的責任は非常に重く、行政に対する信頼を大きく損ねてしまいました。市長逮捕当日には各メディアに対しまして記者会見を実施、会見時点での知り得る限りの情報公開と警察に対しまして、全面的に捜査に協力するとお伝えし、11月19日には市内全区長を対象とした臨時区長会を開催、これまでの経緯等含め、丁寧かつ誠意をもって御説明させていただきました。一部厳しい御意見はありましたが、地域みらい留学の来年度受入れや工事の進捗を心配くださる御意見のほか、市長不在でも職員一丸となって頑張してほしいといった激励のお言葉もいただき、市民生活の安定と公正公平な行政運営を確保する責任を強く感じたところです。

また、市長の弁護人によりますと、市長は「市政の混乱を長引かせないために辞職する」という思いを持っており、明日11月28日付で、12月1日に辞職したい旨の辞職願が議長に提出される予定となっております。

改めまして、市民の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なる御迷惑、御心配をおかけすることに対し、心からお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

まだ事件は解決しておりませんので、今後の捜査状況等を注視してまいります。市といたしましては、これから職員一丸となって市民の信頼回復に努めてまいり所存でございます。今後とも議員の皆様のお指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、御提案いたしました案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

議案第52号は、特別職が逮捕・勾留等をされた場合に、給料・各種手当の支給差止めを行い、有罪判決が確定した場合は、当該差止め期間の給与等について不支給とする改正を行うため、土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第53号は、特別職が逮捕・勾留等をされた場合に、退職金の支給差止めを行い、有罪判決が確定した場合は不支給とする改正を行うため、土佐清水市特別職退職手当支給条例の一部を改正するものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わります。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（作田喜秋君）** 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいまから、議案に対する内容説明を求めたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（作田喜秋君）** 御異議なしと認めます。よって、議案に対する内容説明を求めることに決しました。

議案第52号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第53号「土佐清水市特別職退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」、説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 畑山正王君登壇）

**○総務課長（畑山 正王君）** 御提案申し上げます各案件につきまして、議案つづりにより御説明いたします。議案つづりをお願いいたします。

議案第52号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり1ページから3ページまででございます。

現行条例においては、市長等特別職が逮捕・勾留等を受けた場合に月給・給与等の支給差止め、有罪判決を受けた場合に給与等を不支給にすることができません。本改正により給与や期末手当等については逮捕日以降は原則として一時差止めを行い、有罪判決が確定したら不支給、

不起訴または無罪確定となれば差し止めていた給与及び手当等を改めて支給できるようにする  
ものでございます。

議案第53号「土佐清水市特別職退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」、  
議案つづりは4ページから5ページであります。

現行条例においては、市長等特別職が逮捕・勾留等を受け、辞職等をした場合に退職金の支  
給差し止めや、有罪判決を受けた場合に退職金を不支給にすることができません。特別職が刑事  
罰の対象となるような事態は社会的影響が大きく、また、そのような状況で退職金を支給する  
ことは、市民の皆様からの理解を得ることができないと考えますので、本改正により逮捕・勾  
留の際は、退職金の一部差し止めを行えるようにするものです。しかし、法の不遡及の原則から、  
程岡市長の退職は改正前条例に基づくものとなり、退職金は支払う必要がございます。よって、  
本改正による退職金の一時差し止めが可能となるのは次の市長からとなります。

なお、程岡市長に支給予定の退職金については、本人からの自主返納等を促すようにいたし  
ます。

以上、条例改正2件について御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（作田喜秋君）** 以上で、議案に対する内容説明を終わります。

ただいまから質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第52号及び議案第53号については、会議規則第  
37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（作田喜秋君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号及び議案第53号については、委員会の付託を省略することに決しま  
した。

ただいまから討論に入ります。 討論の通告がありますので発言を許します。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君登壇）

**○10番（前田 晃君）** 皆さん、おはようございます。

日本共産党の前田晃です。議案第52号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について」及び議案第53号「土佐清水市特別職退職手当支給条例の

一部を改正する条例の制定について」に対して、賛成の立場で討論を行います。

今回の程岡市長と永野議員の逮捕は、市職員と私たち市議会議員、そして市民の皆さんに大きな衝撃を与える出来事でありました。逮捕内容は、最低制限価格の漏えいということですが、これが事実であるとすれば、公正・公平であるべき入札制度を根底から覆す行為であり、しかも、入札を主宰し発注する側の市長が、議員と共謀して入札情報を漏えいしていたという悪質性は言語道断というほかありません。政治に携わるものとしての倫理や資格が問われる問題でもあります。

市長と議員の逮捕を聞いて、市民の間では早くから「給与と期末手当、退職金の差止めをすべきではないか」との声が上がっておりました。市長は、逮捕と引き続く勾留で23日間拘束され、起訴されるとさらに勾留期間が延長されることとなります。その間は公務に就くことができません。

議案第52号の条例改正案は、「市長が刑事事件で、逮捕・勾留されたときには、その期間の給与等の支給を一時差し止める」とする内容で、市長の辞職ありなしに関係なく給与等をストップすることとなっております。そして給与等が差し止められても「不起訴処分となった場合や無罪判決が確定した場合には、給与等の一時停止処分を取り消す」としており、判決が確定するまでは犯人ではなく容疑者であることを前提に、被疑者の人権を保障する内容となっております。

議案第53号の条例改正案は「特別職等が非違事案を起こし、刑事事件で逮捕、起訴されたときには、退職金の一時差止めや不支給処分ができる」とする内容となっております。ただし、今回のケースにおいては、「法改正によって生じる不利益は法改正以前に遡って適用しない」とする「不利益不遡及の原則」があるため、改正条例第7条は適用とはならず、程岡市長にはこれまでの勤続期間2年分の退職金、772万2,000円が支給されることとなります。執行部には、市長による入札情報の漏えいが重大な犯罪であるとの認識に立ち、支給される退職金を自主返納するよう市長に要請することを強く求めておきます。

また、これらの条例改正は、想定されていなかった市長の刑事事件での逮捕に関わる条例の整備を行うものであります。今回の現職の市長と議員の逮捕は、市政と市議会への信用を著しく失墜させ、本市のイメージダウンにつながる不名誉な事件でもあります。今後は、この条例案を適用するような不祥事が二度と起こらないように、市長や特別職等の政治倫理の確立と、公正・公平な入札制度の実現に向けた取組を要請いたしまして、議案第52号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第53号「土佐清水市特別職退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」に対する賛成討論を終わります。

**○議長（作田喜秋君）** 以上で通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第52号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

（電子表決）

**○議長（作田喜秋君）** 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（作田喜秋君）** 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号「土佐清水市特別職退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

（電子表決）

**○議長（作田喜秋君）** 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（作田喜秋君）** 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、市議会議案第10号「土佐清水市議会議員の報酬等の支給の一時差止め等に関する条例の制定について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第10号を日程に追加し議題といたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（作田喜秋君）** 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第10号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第10号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、新谷英生君。

(議会運営委員会委員長 新谷英生君登壇)

**○議会運営委員会委員長(新谷英生君)** 市議会議案第10号「土佐清水市議会議員の報酬等の支給の一時差止め等に関する条例の制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議員が刑事事件等により身体の拘束等を受けた際には、議員としての活動ができなくなることから、その期間に関わる議員報酬及び期末手当の支給を一時差し止めるなど、必要な事項を定める条例を新たに制定しようとするものであります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長(作田喜秋君)** 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまのところ、通告による質疑はございませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第10号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

ただいまから討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。

1番、坂下文宏君。

(1番 坂下文宏君登壇)

**○1番(坂下文宏君)** おはようございます。

日本共産党の坂下文宏でございます。

私は、市議会議案第10号「土佐清水市議会議員の報酬等の支給の一時差止め等に関する条例の制定について」に対して、賛成の立場で討論を行います。

今回の程岡市長と永野議員の逮捕は、市民の皆さんに大きな衝撃を与える出来事でありました。逮捕容疑は、市発注工事入札における最低制限価格の漏えいということですが、公正・公平であるべき入札制度を根底から覆す行為であり、しかも、入札を主宰し発注する側の市長が、議員と共謀し情報漏えいしていたということですから、その悪質性からして言語道断というほかありません。

市長と議員の逮捕報道を聞いて、市民から「給与と期末手当、退職金の差止めをするべきではないか」との声が続々と上がってきております。

この条例案は、「議員が刑事事件で、逮捕・勾留されたときには、その期間の報酬及び期末手当の支給を一時差し止める」ことと内容で、議員の辞職のありなしに関係なく、議員報酬をストップすることになっております。そして、議員報酬を差し止めても「不起訴処分となった場合や無罪判決が確定した場合には議員報酬の一時停止処分を取り消す」としており、判決が確定するまでは、犯人ではなく容疑者であることを前提に、容疑者の人権を保障する内容になっており、とても評価できるものであります。

この条例案は、これまで想定していなかった議員の刑事事件での逮捕・勾留に関する必要な条例の整備であります。

今回の程岡市長と永野議員の逮捕は、本市にとっては大変不名誉なことであり、この事件が土佐清水市政と土佐清水市議会への信頼を著しく失墜させ、全市民の失望と土佐清水市のイメージダウンをもたらしていることは明らかであります。

今後は、この条例案を適用するような不祥事が三度起こらないように、市長や特別職等の政治倫理の確立と、公正・公平な入札制度の実現に向けた真摯な取組を要請するとともに、二元代表制の一翼を担う市議会としても、主権者たる市民の負託に応え、責任ある議会運営をしていくために、土佐清水市議会基本条例の第16条、「議員は、市民の代表として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良識と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を高めるよう努めなければならない。」を常に肝に銘じ、市議会議案第10号「土佐清水市議会議員の報酬等の支給の一時差止め等に関する条例の制定について」に対する賛成討論を終わります。

**○議長（作田喜秋君）** 以上で通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

市議会議案第10号「土佐清水市議会議員の報酬等の支給の一時差止め等に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

（電子表決）

**○議長（作田喜秋君）** 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（作田喜秋君）** 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、市議会議案第10号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長職務代理者 副市長。

（市長職務代理者副市長 早川 聡君自席）

**○市長職務代理者副市長（早川 聡君）** 散会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本11月会議におきまして、御提案いたしました議案の審議に格別の御尽力を賜り、また、適切なる御決定をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

1 1 月会議の提案理由でも申し上げたところでございますが、程岡市長より、1 2 月 1 日に辞任したい旨の辞職願が、明日 1 1 月 2 8 日付で、議長へ提出される予定となっております。

市長が逮捕されるという事態を生じさせ、市政への信頼を大きく損ねましたことに、改めて、市民の皆様をはじめ、議員各位、関係者の皆様に多大なる御迷惑と御心配をおかけしましたことを心よりおわび申し上げます。

本市といたしましては、引き続き、警察の捜査に全面的に協力をするとともに、一刻も早く市民の皆様の信頼を回復できますよう、職員一同、全力で取り組んでまいります。

私自身、職務代理としての責任を一層自覚し、与えられた職務を果たすべく、緊張感を持って臨んでまいり所存であります。

何とぞ、今後とも、変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、寒さ厳しい折、どうか体調に十分御留意の上、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げ、簡単でございますが、散会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

**○議長（作田喜秋君）** これをもちまして、令和 7 年土佐清水市議会定例会 1 1 月会議を終了いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午前 1 0 時 3 2 分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員